力ネコ種苗株式会社

証券コード:1376

第**74**回

定時株主総会招集ご通知

日時 2021年8月27日 (金曜日) 午前10時 (受付開始予定時刻 午前9時)

場 所 群馬県前橋市古市町一丁目50番地12 本社 2 階ホール (末尾の「株主総会会場のご案内図」をご参照ください。)

本株主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行 使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日 のご来場をお控えいただきますようお願い申しあげます。

第73回定時株主総会から、株主総会後のお土産の配布は廃止いたしました。

日 次

第74回定時株主総会招集ご通知							
(添付書類)							
事業報告	3						
連結計算書類及び計算書類	23						
監査報告	44						
株主総会参考書類							
第1号議案 剰余金の処分の件	49						
第2号議案 定款一部変更の件	50						
第3号議案 取締役9名選任の件	51						
第4号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件	56						

株主各位

群馬県前橋市古市町一丁目50番地12

カネコ種苗株式会社

代表取締役社長 余 子 昌 彦

第74回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第74回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。

なお、当日ご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年8月26日 (木) 午後5時30分までに折り返しご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬具

- 1. 日 時 2021年8月27日(金)午前10時
- 2.場 所 群馬県前橋市古市町一丁目50番地12本社2階ホール
- 3. 目的事項
 - 報告事項 1. 第74期(2020年6月1日から2021年5月31日まで)事業報告・連結計算書類の内容並 びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2. 第74期 (2020年6月1日から2021年5月31日まで) 計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役9名選任の件

第4号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

4. 議決権の行使等についてのご案内

- (1) 代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。
- (2) 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類、計算書類に修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (http://www.kanekoseeds.jp/) に掲載させていただきます。

LJ F

- ◎お願い ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主様には可能な限り書面による議決権の事前行使をお願い申しあげます。
 - ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお 願い申しあげます。
- ◎ご案内 ・株主総会後のお土産の配布は廃止いたしました。

【新型コロナウイルス感染予防に関するご案内】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための取り組みを下記のとおり実施させていただきますので、株主の皆様には何卒ご理解、ご協力いただきますようお願い申しあげます。

記

〈株主様へのお願い〉

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、株主様の安全を最優先として、健康状態にかかわらず、可能な限り本年の株主総会へのご出席を見合わせていただきますようお願い申しあげます。特に、ご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠中の方におかれましては、ご出席をお控えいただくよう強くお願い申しあげます。
- ・ご出席される株主様におかれましては、マスクを持参・着用のうえご来場くださいますよう、ご協力をお願い申しあげます。
- ・受付において株主様の検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りさせていただく場合がございますので、予めご了承ください。
- ・株主様のお席の間隔を広くとるため、ご用意できる席数が例年より減少いたします。満席となった場合、ご入場いただけない場合もございますので、予めご了承いただきますようお願い申しあげます。

〈当社の対応〉

- ・当日は、当社出席者及びスタッフはマスクを着用させていただきます。
- ・会場受付付近にアルコール消毒液を設置いたします。
- ・入場前の待合室へのご案内及びお飲み物の提供は中止とさせていただきます。
- ・開催時間の短縮のため、要点のみをご説明させていただくなど、例年よりも議事進行を簡潔に進めることを予定しております。株主様におかれましては、事前に本招集ご通知にお目通しいただきますようお願い申しあげます。
- ・株主総会終了後のIR説明会は中止とさせていただきます。
- ・株主総会後のお土産の配布はございません。

以上

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.kanekoseeds.jp/)に掲載させていただきます。当日ご来場いただく場合は、事前にご確認くださいますようお願い申しあげます。

(添付書類)

事業報告

(2020年6月1日から2021年5月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度(2020年6月1日~2021年5月31日)におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症終息の兆しが見えず、政府が緊急事態宣言を発出したことに伴って、外出自粛や催事開催制限が行われて個人消費が低迷するなど、国内景気は減速を余儀なくされる厳しい状況となりました。

国内農業の状況は、少子高齢化による食料消費の減少や農家の後継者不足等の従前からの課題に加え、コロナ禍により外食産業の農産物需要大幅減や、海外からの入国が困難となり外国人労働者に依存していた一部生産者が労働力不足となったこと、また、青果安や日本海側を中心に大雪による農業用施設の倒壊が多数発生するなど、農家経営に大きな影響を与える事象が多数みられる状況となりました。

このような状況のなか当社グループの業績は、主に農材事業や花き事業が業績伸長に貢献し、売上高607億79百万円で前年同期比25億99百万円(4.5%)の増収となりました。利益面でも、営業利益16億61百万円で前年同期比1億73百万円(11.7%)増、経常利益17億65百万円で前年同期比1億52百万円(9.4%)増、親会社株主に帰属する当期純利益14億36百万円で前年同期比3億13百万円(27.9%)増となりました。なお、親会社株主に帰属する当期純利益の増益額が、営業利益や経常利益の増益額より大きくなっているのは、当社所有の土地が区画整理事業の対象となったことで発生した移転補償金を、特別利益に計上したことなどによるものであります。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

種苗事業

種苗事業においては、野菜種子の輸出関係で、キャベツがアフリカや南アジア向けに販売増となり、タマネギも韓国向けに伸長いたしました。また、海外子会社の野菜種子販売が全般的に堅調に推移したことなどから、売上高83億32百万円で前年同期比4.2%の増収となりました。利益面でも、研究開発体制の拡充を図ったことや種子病害検査関係のコスト増、ユーザーの高品質種子志向に対応し種子の選抜廃棄を前期に引続き行ったことによる費用の発生があったものの、これらを増収効果が上回り、セグメント利益8億81百万円で前年同期比2.0%増となりました。

花き事業

花き事業においては、コロナ禍での外出自粛による巣ごもり需要から家庭園芸・菜園分野の需要が拡大し、苗物関係では花苗を中心に販売が増加、園芸資材の販売も順調に推移いたしました。その結果、売上高94億71百万円で前年同期比12.0%の増収となり、利益面でも、セグメント利益1億64百万円で前年同期比176.0%増となりました。

農材事業

農材事業においては、青果安に伴う農家の防除意欲の減退により殺虫剤・殺菌剤の需要が低迷したものの、除草作業の軽減に有効な茎葉除草剤が、コロナ禍による巣ごもり需要も相俟って一般家庭へも普及したこと、また、東北及び九州地区において積極的に営業推進したことから販売が増加し、売上高279億65百万円で前年同期比3.3%の増収となりました。利益面でも、増収要因に加えコロナ禍で出張経費などが減少し、セグメント利益10億24百万円で前年同期比12.4%増となりました。

施設材事業

施設材事業においては、大型台風襲来により損壊した農業用施設の復旧需要が一巡したことによる販売低迷があったものの、農家の高齢化により潅水資材等の省力化商品の需要が増加したこと、また、コロナ禍による輸入商材減少の影響で、国内販売チャネルが変化したことに的確に対応できたことなどから、売上高150億9百万円で前年同期比2.4%の増収となりました。利益面では、コロナ禍により設備投資意欲が減退し、養液栽培プラントや温室部材の需要が低迷したことなどの影響で採算性が低下し、セグメント利益4億26百万円で前年同期比2.7%減となりました。

セグメント別売上高明細表

(単位:百万円)

										(114 0/313/
区		分		2	1020年5月期	(第73期)	2	021年5月期 (当連結会		前期比(%)
					構成比 (%)	金	額	構成比 (%)		
種	苗	事	業		7,995	13.8		8,332	13.7	4.2
花	き	事	業		8,455	14.5		9,471	15.6	12.0
農	材	事	業		27,072	46.5		27,965	46.0	3.3
施	設	材	事業		14,656	25.2		15,009	24.7	2.4
2	<u> </u>		計		58,179	100.0		60,779	100.0	4.5

(2) 設備投資の状況及び資金調達の状況

当連結会計年度中の設備投資額は、4億1百万円となりました。その主なものは、札幌支店の事務所倉庫建て替えに2億30百万円の設備投資を実施いたしました。この取得資金は、自己資金で充当しました。 当連結会計年度において、特記すべき資金調達はありません。

(3) 対処すべき課題

日本国内の農業分野を取り巻く環境は、既に減少に転じている人口が、コロナ禍で経済情勢が悪化した影響を受け、さらに減少の速度が増すことが懸念される一方で、高齢者の増加傾向は継続しており、それらが相俟って食料需要の減少要因となっています。消費者の嗜好面では、安全安心で高品質な食品を求めるニーズは、ますます強まることが予想されます。

また、農業就業人口は減少を続けるとともに高齢化が進行し、担い手不足が危惧されるとともに、低迷する食料自給率等、食料の供給面からも不安定要素が多くみられる状況となっております。

世界的には、人口が80億人に迫り、今後も発展途上国での増加が予想されており、それにスライドして食料不足が懸念される一方、新興国が豊かになることで、需要の一部が穀物から肉や野菜等へシフトし、かつ、品質の良い食品を求める傾向もさらに強まるものと思われます。

また、当社グループとしては、販売が少ない地域への展開も課題となっております。

このような国内外の情勢に対し、「ハイテクと国際化」の基本方針のもと、地道な研究活動を通じて、日本国内や世界的に受け入れられる野菜や牧草、花の新品種や養液栽培プラントの開発に取り組んでまいります。また、種子の生産・販売両面での積極的な海外展開、加えて、「農業関連の総合企業」としての、これまでの実績とノウハウを生かして対処してまいります。

国内の課題である人口減少や高齢化による食料需要の減少や、消費者の高品質食品へのニーズに対しては、耐病中性・良食味性を備えた品種により、競争力のある農作物生産を実現することで対応いたします。

また、食料の供給面からは、耐病虫性があり高収量で、農家の高齢化等に対応した作業性の高い品種を開発して提供することや、省力化、効率化、収量の増加、厳しい気象条件の緩和、農作物の高品質化に有効な農業資材や農薬、被覆肥料、養液栽培プラントを、高いコスト競争力と「農業関連の総合企業」としての強みを生かして供給し、農家の生産性向上に貢献してまいります。

世界的な課題である食料不足への対応については、耐病虫性品種を供給することで栽培過程での病害や虫害によるロスを減少させることや、高収量性品種を開発することで生産量の増加を実現してまいります。品質の良い食品を求める傾向の高まりに対しても、耐病虫性による品質の確保や、良食味性を備えた種苗を開発することで対処いたします。

また、当社グループの販売が少ないエリアへのアプローチを進め、海外展開の拡大を図ります。

加えて、「グリーン事業のトータルプランナー」として、コロナ禍による外出自粛からニーズが盛り上がった家庭園芸・菜園分野において、魅力ある商材の供給による需要の喚起に努めるとともに、営利栽培農家向けに花色や花型、草姿などが優れた花き品種を開発し、国内はもとより海外向けにも販売することで、売上及び利益の確保に取り組んでまいります。

(単位:百万円)

(4) 財産及び損益の状況の推移

項		期	別	第71期 (2018年5月期)	第72期 (2019年5月期)	第73期 (2020年5月期)	第74期 (当連結会計年度) (2021年5月期)
売	上		高	59,102	58,592	58,179	60,779
経	常	利	益	1,891	1,899	1,613	1,765
親急	会社株主に 期 純	帰属 ⁻ 利	する 益	978	1,284	1,122	1,436
1 1	集当たり当	期純	利益	83.35円	109.39円	95.95円	123.09円
総	資		産	44,995	45,526	46,792	47,452
純	資		産	18,722	19,619	20,401	21,696

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。なお、自己株式を控除 した株式数を用いて算出しております。
 - 2. 当社は第73期第2四半期連結会計期間より「株式給付信託 (BBT)」を導入しております。株主資本において自己株式として計上されている信託が保有する当社株式は、当連結会計年度の1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 重要な親会社の状況 該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社	名	資	本	金	当社の出資比率	主要な事業内容
フィリピーナス ズ ・ コ ー ポ	・カネコ・シーレ ー ション		80,000	千ペソ	99.9%	野菜種子の生産及び販売

- (注) 特定完全子会社は、該当事項はありません。
- ③ 企業結合の成果 当社の連結子会社は、2021年5月31日現在1社であります。なお、当期の連結業績は、前記「(1) 事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。
- ④ 重要な企業連結等の状況 株式会社カネコガーデンショップについては、2021年2月1日付で清算結了したため、連結の範囲から除外しております。なお、清算結了までの損益計算書については連結しております。

(6) 主要な事業内容 (2021年5月31日現在)

事			業	主 要 製 品
種	苗	事	業	野菜種子、牧草種子、ウイルスフリー苗及び種イモ、 造園・法面工事の請負施工
花	き	事	業	花苗、家庭菜園向け野菜種苗、球根、花種子、家庭園芸用資材
農	材	事	業	農薬、被覆肥料
施	設	材 事	業	農業資材、養液栽培プラント・温室の設計・施工

(7) 主要な事業所 (2021年5月31日現在)

① 当社事業所

本 社 馬 県 前 橋 市 支 店 京 都 文 京 東 京 X 宇 木県宇都 都 宮 支 店 市 栃 宮 熊 支 谷 店 埼 \pm 県 熊 谷 市 土 浦 支 店 茨 城 県 \pm 浦 市 千 葉 支 千 葉 県 1 店 街 市 支 梨 県 中 甲 府 店 央 市 Ш 札, 幈 支 北 海 道 札 幌 市 店 支 岩 手 県 盛 出 店 盛 出 市 支 仙 台 宮 城 県 仙 台 市 店 仙台支店古川営業所 城 県 宮 大 禬 市 仙台支店山形営業所 形 県 Ш 形 市 Ш 県 郡 Ш 支 店 福 島 郡 Ш 市 静 支 県 静 出 店 出 畄 市 知県名古屋 名 古 屋 支 店 市 広 島 支 店 広 県 福 Ш 市 広島支店山口営業所 県 Ш 市 Ш 支 岡県久留 福 出 米 店 福 市 福岡支店長崎営業所 長 崎 県 諫 早 市 市 福岡支店大分営業所 大 分 県 大 分 支 本 本 県 熊 本 市 熊 店 熊 城 支 県 都 城 市 都 店 宮 崎 都城支店宮崎営業所 県 宮 裇 宮 禬 市 都城支店鹿児島営業所 鹿児島県鹿児島市 くにさだ育種農場 馬県伊 勢崎 市 江 研 馬県伊 勢 波 志 究. 所 群 禬 市 農 場 崎 育 種 県 小林

② 連結子会社の事業所 フィリピーナス・カネコ・シーズ・コーポレーション

フィリピン

- (8) 従業員の状況 (2021年5月31日現在)
 - ① 企業集団の従業員の状況

	事業区	分		従 業 員 数 前連結会計年度末比増減
種	苗	事	業	281名 14名増
花	き	事	業	67 1名減
農	材	事	業	134 4名減
施	設 材	事	業	115 4名減
全	社 (共	共 通)	74 1名減
	合	計		671 4名増

- (注) 全社(共通)として記載している従業員数は、管理部門等に所属しているものであります。
- ② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
618名	_	42.0歳	13.2年

- (9) 主要な借入先の状況 (2021年5月31日現在) 該当事項はありません。
- (10) その他企業集団の現況に関する重要な事項 該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2021年5月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 19,000,000株

(2) 発行済株式の総数 11,772,626株(自己株式 34,148株含む)

(3) 株主数 3,417名

(4) 大株主

株主	名	持	株数	持	株	比率
日本マスタートラスト信託銀(信託口)	行株式会社		625千株			5.33%
株式会社あかま	業		593			5.06
株式会社群馬	銀行		490			4.18
株式会社東和	銀行		310			2.65
金 子 信	子		305			2.60
	フ アンド) 5 2 2 4		275			2.34
カネコ種苗従業員	持 株 会		271			2.31
株式会社日本カストラ (信託口)	ずィ銀行		249			2.13
金 子 和	代		220			1.87
金 子 教	子		211			1.81

- (注) 1. 持株比率は自己株式 (34.148株) を控除して計算しております。
 - 2. 「株式給付信託 (BBT) 」の信託財産として信託が保有する当社株式72,400株は、自己株式には 含めておりません。
 - 3. 2018年7月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、エフエムアール エルエルシー (FMR LLC)が2018年6月29日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年5月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

大量保有者 エフエムアール エルエルシー (FMR LLC)

住所 米国 02210 マサチューセッツ州 ボストン、サマー・ストリート245

保有株券等の数 株式 594,000株

株券等保有割合 5.05%

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況 該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況(2021年5月31日現在)

会社(こおける	地位	氏			名	担当及び重要な兼職の状況
代表	取 締 役	社 長	金	子	H	彦	
専 務	取	締 役	長	谷	浩	克	管理部門、コンプライアンス・IT推進担当
専 務	取	締 役	伊	藤	_	貴	農材・施設材担当
常務	取	締 役	宮	下		毅	種苗・企画推進室担当
取	締	役	永	井		昇	外国部長 フィリピーナス・カネコ・シーズ・コーポ レーション取締役社長
取	締	役	井	上		哲	開発部長
取	締	役	榛	澤	英	昭	くにさだ育種農場長
取	締	役	林		義	明	波志江研究所長
取	締	役	Ш			勇	花き園芸部長、花き育種研究室担当
取	締	役	内	\blacksquare		武	弁護士
取	締	役	丸	Ш	和	貴	弁護士 佐田建設株式会社 社外監査役
常勤	監	査 役	樺	沢		均	
監	查	役	加	藤	真	_	公認会計士 株式会社加藤会計事務所 代表取締役 税理士法人加藤会計事務所 代表社員 株式会社東和銀行 社外監査役
監	査	役	細	野	初	男	
監	査	役	髙	井	研	_	株式会社コシダカホールディングス 社外取締役

- (注) 1. 取締役内田 武、丸山 和貴の両氏は、社外取締役であります。
 - 2. 監査役加藤 真一、細野 初男、髙井 研一の3氏は、社外監査役であります。
 - 3. 取締役内田 武、丸山 和貴及び監査役加藤 真一、細野 初男、髙井 研一の5氏につきましては、東京 証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 4. 監査役加藤 真一、監査役髙井 研一の両氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - ・監査役加藤 真一氏は、公認会計士の資格を有しております。
 - ・監査役髙井研一氏は、金融機関で長年にわたる経験を有しております。

- 5. 2020年8月27日開催の定時株主総会において髙井研一氏が新たに社外監査役に選任され、就任いたしました。
- 6. 当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役または監査役が責任の原因となった職務の遂行 について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法 及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、任意の指名・ 報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断 しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

- 2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針 当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、個々の職責等を考慮しながら、株主総会 で決議された取締役の報酬限度額の範囲において総合的に勘案して決定するものとする。
- 3. 非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬等は、株式報酬とし、具体的には、中長期的な企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的に導入した株式報酬制度(役員株式給付信託(BBT))によるものとする。当該制度に基づく給付は、役員株式給付規程に基づき役位毎に設定されたポイントを毎年付与し、取締役退任後に、退任時までに付与されたポイント数に応じた当社株式を給付するものとする。役位毎のポイントの数は、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会にて決定することとする。この指名・報酬委員会は過半数を独立社外取締役にて構成されるものとする。

退任時ポイント数=役位別ポイント×取締役在任期間

※役位が変更になった場合には役位在任期間毎に算出されるポイントを積算する

4. 金銭報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針 業務執行取締役の種類別の報酬割合については、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員 会の答申を踏まえ、取締役会にて決定することとする。この指名・報酬委員会は過半数を独立社外 取締役にて構成されるものとする。 5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の答申を踏まえ、 取締役会にて決定することとする。また取締役会は取締役会決議をもって各取締役の報酬等の決定 を社長に一任することができる。上記の委任をうけた社長は、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、 これを決定する。この指名・報酬委員会は過半数を独立社外取締役にて構成されるものとする。

② 取締役及び監査役の報酬等の額

						報	等櫃	手の種	類別		
区	分	支	給	人	員	金	銭	報	酬	非 金 銭 報 酬	報酬等の総額(千円)
						<u> 17</u>	収	ŦIX	ЭЛІ	(株式報酬)	
取	締 役				11名			139,	200	23,175	162,375
(うちネ	上外取締役)			((2)			(7,2)	(00		(7,200)
監	査 役	· 役 4名 19,050 1		19,05				19,050			
(うちネ	t 外監査役)			((3)			(8,2	50)		(8,250)
	計				15名			158,	250	23,175	181,425
(うち	社外役員)			((5)			(15,4)	.50)		(15,450)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 2. 取締役の金銭報酬の額は、2004年8月27日開催の第57回定時株主総会において月額15百万円以内と決議しております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、13名(うち、社外取締役は0名)です。

また、金銭報酬とは別枠で、2019年8月27日開催の第72回定時株主総会において当社の取締役(社外取締役を除く)に対する株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」の導入を決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名(社外取締役を除く)です。その内容は、当社株式の取得の原資とするために当社が拠出する信託財産の上限を3事業年度ごとに180百万円とし、取締役(社外取締役を除く)に対するポイント付与上限数を3事業年度ごとに75千ポイントとすることとなっております。

- 3. 監査役の金銭報酬の額は、2004年8月27日開催の第57回定時株主総会において月額2百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、5名です。
- 4. 非金銭報酬(株式報酬)については、2019年8月27日開催の第72回定時株主総会決議において 導入した株式報酬制度「株式給付信託 (BBT (=Board Benefit Trust))」に基づき、当事業年 度中に費用計上した金額を記載しております。割当ての際の条件等は、「①役員報酬等の内容の決 定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2.(5)当事業年 度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
- 5. 取締役会は、代表取締役社長金子 昌彦に対し各取締役の報酬等の額の決定を委任しております。 委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表 取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任をうけた代表取締役社長は、過半 数を独立社外取締役で構成される指名・報酬委員会の答申を踏まえ、各取締役の報酬等の額を決定しております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 社外取締役に関する事項
 - ア. 他の法人等の重要な兼職の状況

氏			名	重要な兼職先	兼職の内容	重要な兼職先と当社との関係
丸	Ш	和	貴	佐田建設株式会社	社外監査役	種苗事業と取引関係がありますが、一般の 取引条件と同様のものです。

イ. 当事業年度における主な活動状況

氏		名	取締役会等への出席状況	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割 に 関 し て 行 っ た 職 務 の 概 要
内	Ш	江	当事業年度開催の取締役会16 回の全てに出席しております。	主に弁護士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、任意の指名・報酬委員会の委員として、取締役会による報酬等に関する意思決定プロセスの透明性・客観性を高め、コーポレートガバナンス体制をより強化するため、積極的に発言を行っております。
丸	Ш	和貴	当事業年度開催の取締役会16 回の全てに出席しております。	主に弁護士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、任意の指名・報酬委員会の委員として、取締役会による報酬等に関する意思決定プロセスの透明性・客観性を高め、コーポレートガバナンス体制をより強化するため、積極的に発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第22条の規定に基づき、取締役会 決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

② 社外監査役に関する事項

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況

氏			名	重要な兼職先	兼職の内容	重要な兼職先と当社との関係
			株式会社 加藤会計事務所 代表取締役 当社との取引関係はありま		当社との取引関係はありません。	
加	<u></u>		_	税理士法人 加藤会計事務所	代表社員	当社との取引関係はありません。
				株式会社東和銀行	社外監査役	当社の主要な取引先銀行であります。
髙	井	研	_	株式会社コシダカ ホールディングス	社外取締役	当社との取引関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

氏			名	取締役会等への出席状況	主 な 活 動 状 況
加	藤	真	_	当事業年度開催の取締役会16 回の全てに出席し、また当事業 年度開催の監査役会22回の全 てに出席しております。	主に公認会計士としての専門的見地から、当社の経理システム、監査基準などについて、適宜発言を行っております。
細	野	初	男	当事業年度開催の取締役会16 回の全てに出席し、また当事業 年度開催の監査役会22回の全 てに出席しております。	主に豊富な行政経験に基づき、必要な発言を適宜行っております。
髙	井	研	_	2020年8月27日就任以降、当 事業年度開催の取締役会13回 の全てに出席し、また当事業年 度開催の監査役会15回の全て に出席しております。	主に豊富な経験と企業経営の見識に基づき、必要な発言を適宜行っております。

- (注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第22条の規定に基づき、取締役会 決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。
- ③ 社外役員の意見 該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。その概要は以下のとおりであります。

- ① 被保険者の範囲当社の取締役、監査役、執行役員
- ② 被保険者の実質的な保険料負担割合 保険料は全額当社負担としており、被保険者の実質的な負担割合はありません。
- ③ 填補の対象となる保険事故の概要 被保険者の業務に起因した損害賠償請求により被る損害(法律上の損害賠償金及び争訟費用等)について填補されます。
- ④ 役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置 違法行為による損害について填補されない旨の免責条項が付されております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額	31,000千円
② 当社及び当社子会社が会計監査人に対し支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約においては、会社法に基づく監査の報酬等と金融商品取引法に基づ く監査の報酬等の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、上記①の金額にこれら を合計額で記載しております。
 - 2. 監査役会は以下の検証の結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
 - ・前事業年度の監査実績及び当事業年度の監査計画に係る監査日数・人員の適切性
 - ・監査計画の内容分析と職務執行状況の適正性
 - ・監査報酬の見積り金額に係る算出根拠の妥当性
 - 3. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するもの)の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査 人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出し ます。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、会計監査人の監査の適切性や妥当性などの評価を評価基準書に基づき実施し、再任若しくは不再任 の検討を行います。

6. 会社の体制及び方針

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制
 - ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 当社は、コンプライアンスの最高責任機関を取締役会とし、各部門毎に統括責任者と担当者を設置する。

コンプライアンスの推進については、「コンプライアンス規程・行動基準」を制定し、役員及び社員等が、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう、研修等を 通じ指導する。

また、通報や相談ができる制度として「コンプライアンス・ホットライン」を設置し、役員及び社員等が、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることに気がついたときは、ホットラインを通じて報告しなければならない。会社は、報告内容を秘守し、通報者に対し、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取り扱いも行わない。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令・社内規程に基づき、文書等の保存を行う。

また、情報の管理については、情報セキュリティに関するガイドラインや、個人情報保護に関する基本方針を定めて対応する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理規程に基づき、リスク管理を行うこととし、リスク管理の最高責任機関を取締役会とし、総務部を統括部門とする。

具体的には、各部門をリスク管理の実践部門とし、日常的モニタリングの実施や内部統制の運用状況の確認、不備等の把握を行うものとする。それに加え、リスク管理委員会を随時開催し、重要事案への対応や平時の会社が抱えるリスクの評価と対応を実施する。さらに、突発的なリスクが顕在化し、全社的な対応が必要である場合は、社長をリスク管理統括責任者とする緊急事態対応体制をとるものとする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。取締役会の機能をより強化し、経営効率を向上させるため、常務会を随時開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行う。

業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ各事業年度予算を立案し、全体的な目標を設定する。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。

- ⑤ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制 子会社は、当社の「関係会社管理規程」に基づき、その職務の執行状況及び重要な事項の報告を行
 - う。当社は、当該報告を「関係会社管理規程」に基づき、承認事項、協議事項、報告事項に分類して取り扱う。
- ⑥ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、子会社の事業を取巻く様々なリスクの顕在化の未然防止または最小化のために、適切な会議等を必要に応じ開催し、リスクの把握及び適切な対策を講じる。また、子会社の取締役及び当社の担当部署は、子会社の経営に重大な損害を及ぼすおそれのある事実を把握した場合には、その内容を直ちに当社取締役会に報告する。

- ⑦ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 当社は、各子会社について社内の担当部署を定め、子会社の営業方針、経営の合理化、年度経営方針 案、中・長期計画、資金計画等について必要に応じて、適切な指導、育成を行う。
- ⑧ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 当社は、企業グループ各社にコンプライアンス統括責任者を設置する。また、グループ共通の「コンプライアンス規程・行動基準」を策定するとともに、相談・通報体制の範囲をグループ全体とする。
- ⑨ その他当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制 子会社の業務監査、会計監査人による会計監査、監査役による監査役監査は、必要に応じて当社の各部 店の監査に準じて行い、子会社の業務の適正を確保する。

なお、子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行う。

⑩ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役の業務補助のための監査役スタッフを置くこととし、その人事については、監査役の同意を得ることとする。

また、当該使用人の人事異動・人事考課・懲戒に関しては、監査役の同意を得ることとする。

当該使用人の取締役からの独立性を確保するため、監査役の職務の補助における指揮命令権は監査役が有する。

① 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する事項

当社及び子会社の取締役及び使用人等は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告する。

また、常勤監査役は、取締役会・役員会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、必要に応じて常務会・経営会議・リスク管理委員会・コンプライアンス担当者会議などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役または使用人にその説明を求めることとする。

② <u>監査</u>役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する ための体制

当社は、監査役に報告を行った当社及び子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取り扱いも行わない。

③ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の職務の執行について生じる 費用または債務の処理にかかる方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは支出した費用等の償還や、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、これに応じて速やかに当該費用の前払いや債務の弁済を行う。

⑭ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は監査方針に基づいて必要に応じ内部監査への立会いを実施し、監査の有効性・実効性を高める。また、内部監査報告書は社長のほか監査役にも報告され、相互の情報交換を行うなどの連携を図る。また、監査役が会計監査人による監査への立会い等を実施したり、また期末監査終了後等には会計監査人と意見交換を行うなど、監査役と会計監査人で連携をして、監査の実効性を高める。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① リスク管理体制

日常的モニタリングの実施や内部統制の運用状況の確認、内部監査などの実施により不備やリスクの 把握を行ったほか、重要事案への対応や平時の会社が抱えるリスクの評価と対応を実施するリスク管理 委員会を開催いたしました。

不祥事等のリスク発生を未然に防止するため、社長室に内部監査担当者を置き、各部店の業務執行の 状況を監査し、また、コンプライアンスの強化に関しては、社内教育により徹底を図るとともに、各部 店ごとに総括責任者及び担当者を任命し、コンプライアンス状況を点検するため、各部店の状況に適応 したチェックリストの作成、点検をしております。

加えて、情報セキュリティ強化のため、電子メール管理、パソコン操作履歴管理、アクセス制限、データ暗号化等の手法を導入し、情報漏洩リスクの軽減に努めております。

② 取締役の職務の執行が効率的に行われていることの確保並びに取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会を開催いたしました。また、取締役会の機能をより強化し、経営効率を向上させるため、常務会等を開催いたしました。また、コンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう、コンプライアンス担当者会議等の研修を開催するとともに、各部店に責任者を任命し、各部店の状況に適応したチェックリストの作成、点検などを行っております。また、社員等が通報や相談ができる制度として社内外に「コンプライアンス・ホットライン」を設置して運用しております。

③ 当社企業グループにおける業務の適正の確保

企業グループ各社からは、毎月概況について報告を受けるほか、半期ごとに取締役会で状況報告して おります。

加えて、監査役監査や内部監査を子会社にも実施することでモニタリングを行い、業務の適正を確保 しております。なお、経営については、その自主性を尊重しつつ、重要な案件については事前協議等を 行っております。

④ 監査役の監査が実効的に行われていることの確保等

監査役は、期末監査終了後などに会計監査人と意見交換を行うとともに、内部監査担当者と連携して 監査を実施しております。また、常勤監査役は、取締役会・役員会やその他の重要な会議に出席するほか、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧するなどして監査の実効性を確保しております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2021年5月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	37,443,562	流動負債	24,098,762
 現 金 及 び 預 金	5,819,502	支払手形及び買掛金	22,522,053
 受取手形及び売掛金	21,887,080	未払法人税等	250,761
		そ の 他	1,325,948
	8,150,033	固定負債	1,656,315
その他	1,608,926	退職給付に係る負債	1,330,235
貸 倒 引 当 金	△21,979	役員株式給付引当金	39,368
		そ の 他	286,711
 固定資産	10,008,469	負 債 合 計	25,755,078
有形固定資産	6,437,610	(純 資 産 の 部)	
		株 主 資 本	20,838,179
建物及び構築物	2,193,242	資 本 金	1,491,267
土 地	4,009,290	資 本 剰 余 金	1,765,224
そ の 他	235,076	利益剰余金	17,711,991
無形固定資産	733,683	自 己 株 式	△130,303
投資その他の資産	2,837,175	その他の包括利益累計額	858,569
 投資有価証券	2,153,610	その他有価証券評価差額金	856,070
		為替換算調整勘定	△24,937
操延税金資産	281,375	退職給付に係る調整累計額	27,435
その他	421,366	非 支 配 株 主 持 分	205
貸 倒 引 当 金	△19,177	純 資 産 合 計	21,696,954
資 産 合 計	47,452,032	負債及び純資産合計	47,452,032

連結損益計算書

(2020年6月1日から) 2021年5月31日まで)

	禾.	4						金	額
売			上		7	高			60,779,093
売		上		原	1	価			51,352,635
	売		上	総	;	利	益		9,426,457
販	売	費及	Ω, —	般管	理	費			7,765,058
	営		業		利		益		1,661,398
営		業	外	収	i	益			
	受	取	利 息	及	V, E	配当	金	40,669	
	そ			\mathcal{O}			他	109,247	149,917
営		業	外	費	J	用			
	支		払		利		息	12,178	
	そ			の			他	33,458	45,636
	経		常		利		益		1,765,679
特		別		利	i	益			
	古	定	資	産	売	却	益	35,992	
	投	資	有 価	証	券	売 却	益	3,044	
	移		転	補	1	償	金	166,682	205,719
特		別		損	4	失			
	古	定	資	産	処	分	損	41,235	
	減		損		損		失	57,447	98,682
₹	兑 ≾	金 等	調整	前当	当 期	純 利	益		1,872,716
ž	去人	、税	、住	民 税	及び	事業	税	470,209	
ž	去	人	税	等	調	整	額	△33,602	436,606
<u></u>	当	其	月	純	秉	EJ .	益		1,436,109
]	ょうしょう とうしゅう とうしゅ しゅうしゅ しゅうし しゅう しゅう とうし しょう しゅう しゅう とく しゅう しょう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅ	配株	主に帰	帰属 す	る当	期純利	益		43
¥	兒 会	社 株	主に帰	帰属 す	る当	期純利	益		1,436,066

連結株主資本等変動計算書

(2020年6月1日から) (2021年5月31日まで)

								株	主道	本	
					資	本	金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当	期	首	残	高		1,491,	267	1,765,224	16,604,614	△129,522	19,731,583
当	期	変	動	額							
剰	余	金	の配	当					△328,689		△328,689
親 分	₹ 社 村 期	朱主に純	こ帰属す 利	「る 益					1,436,066		1,436,066
自	己木	朱 式	の取	得						△781	△781
	E 資 Z 期 変] の 類)							_
当期	9 変	動	額合	計			_	_	1,107,376	△781	1,106,595
当	期	末	残	高		1,491	267	1,765,224	17,711,991	△130,303	20,838,179

	そ	の他の包括	5 利 益 累 計	額	非支配株主	(b) to -1
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	持分	純資産合計
当 期 首 残 高	739,804	△41,850	△28,188	669,765	177	20,401,526
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当				_		△328,689
親会社株主に帰属する当期 純 利 益				_	_	1,436,066
自己株式の取得				_		△781
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	116,266	16,913	55,623	188,803	27	188,831
当 期 変 動 額 合 計	116,266	16,913	55,623	188,803	27	1,295,427
当 期 末 残 高	856,070	△24,937	27,435	858,569	205	21,696,954

連結注記表

I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

- 1. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子会社の数及び名称

1社

フィリピーナス・カネコ・シーズ・コーポレーション

前連結会計年度において連結の範囲に含めておりました株式会社カネコガーデンショップは、2021年2月1日付で清算結了したため、連結の範囲から除外しております。ただし、清算結了までの損益計算書については連結しております。

(2) 非連結子会社の数及び名称

1 計

カネコ・シーズ・タイランド・カンパニー・リミテッド

(3) 非連結子会社を連結の範囲から除いた理由 非連結子会社の総資産、売上高、当期純利益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等 は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

- 2. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数 社
 - (2) 持分法を適用していない非連結子会社の名称 カネコ・シーズ・タイランド・カンパニー・リミテッド
 - (3) 持分法を適用していない非連結子会社は、当期純利益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。
- 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は、次のとおりであります。

会社名

決算日

株式会社カネコガーデンショップ

8月31日

フィリピーナス・カネコ・シーズ・コーポレーション

3月31日

※ 連結計算書類の作成にあたっては、株式会社カネコガーデンショップ及びフィリピーナス・カネコ・シーズ・コーポレーションは同決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

- 4. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券

その他有価証券 …… 時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)

時価のないもの

総平均法による原価法

② たな卸資産

品 …… 主として総平均法による原価法

ただし、ミニチューバー (種イモ) 関係のうちマイクロチューバーについて は先入先出法による原価法

未成工事支出金 ……... 個別法による原価法

貯 蔵 品 …… 最終仕入原価法

(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産……定率法

(リース資産を除く) ただし、1998年4月1日以降に取得の建物(建物附属設備は除く) 並びに2016年4月1日以降に取得の建物附属設備及び構築物について は定額法を採用しております。

② 無形固定資産……定額法 (リース資産を除く)

③ リース資産………所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 役員株式給付引当金

当社の取締役に対する当社株式の交付及び給付に備えるため、役員株式給付規程に基づき、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の交付及び給付見込額を計上しております。

③ 工事損失引当金

受注工事の損失発生に備えるため、当連結会計年度末における手持工事のうち、翌期以降に損失の発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積もることのできる工事については、損失見積額を計上しております。なお、当連結会計年度末においては、工事損失引当金の計上はありません。

- (4) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項
 - ① 退職給付に係る会計処理の方法
 - ア. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

イ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

- ② 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。
- ③ 収益及び費用の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められる工事については工事進行基準 (工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(追加情報)

(株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」)

当社は、2019年8月27日開催の第72回定時株主総会決議に基づき、当社の取締役(社外取締役を除く。以下、同じ。)に対する株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」(以下、「本制度」といいます。)を導入しております。

本制度は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にすることで、中長期的な企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

本制度に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 2015年3月26日)に準じております。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託(以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。)を通じて取得され、取締役に対して当社が定める役員株式給付規程にしたがって、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下、「当社株式等」といいます。)が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

(2) 信託に残存する自社の株式

当社は、本信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額は104,799千円、株式数は72,400株であります。

Ⅱ 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産 現金及び預金

土地・建物

34,500千円 805,401千円

投資有価証券

94,476千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

5,379,037千円

Ⅲ 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失		
群馬県前橋市千代田町	遊休資産	土地	57,447千円		
合 計	_	_	57,447千円		

当社グループは、拠点別に資産をグループ化し、賃貸資産・遊休資産については、物件ごとにグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、収益性の低下がみられた上記拠点の遊休資産の土地について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額(57,447千円)を減損損失として特別損失に計上しております。当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定士による評価額を基準として評価しております。

IV 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式及び自己株式の種類及び総数に関する事項

(単位:株)

	株式の種類	当 連 結 会 計年度期首株式数	当 連 結 会 計年度増加株式数	当 連 結 会 計年度減少株式数	当 連 結 会 計年度末株式数
発行済株式	普 通 株 式	11,772,626	_	_	11,772,626
自己株式	普通株式	33,641	507	_	34,148

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加507株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
 - 2. 「株式給付信託 (BBT) 」の信託財産として信託が保有する当社株式72,400株は、上記自己株式には含めておりません。

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基	準	В	効 力 発 生 日
2020年 8 月27日 定 時 株 主 総 会	普通株式	199,562	17	2020	0年 5 月	31⊟	2020年 8 月28日
2021年 1 月 5 日取締役会	普通株式	129,127	11	2020	0年11月	30⊟	2021年2月8日

- (注) 1. 2020年8月27日定時株主総会による配当金の総額には、「株式給付信託(BBT)」が保有している 当社株式に対する配当金1,230千円が含まれております。
 - 2. 2021年1月5日取締役会決議による配当金の総額には、「株式給付信託 (BBT)」が保有している当 社株式に対する配当金796千円が含まれております。
 - (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決	議	予	定	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基	準	В	効 力	発:	生日
202 定 E	21年 诗 株	8月2	.7日 ii 会	普通株式	211,292	利益剰余金	18	2021	1年5月]31⊟	2021£	₹8月]30⊟

(注)配当金の総額には、「株式給付信託 (BBT)」が保有している当社株式に対する配当金1,303千円が含まれております。

V 金融商品に関する注記

- 1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、基本的に預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については、銀行借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引管理規程に従い取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状態を随時把握することにより、その低減を図っております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業等の株式であります。主に上場株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが5ヶ月以内の支払期日であります。

短期借入金は、主に営業取引に係る資金調達であり、金利の変動リスクに晒されておりますが、基本的にリスクの低い短期のものに限定しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年5月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差額
(1) 現金及び預金	5,819,502	5,819,502	_
(2) 受取手形及び売掛金	21,887,080	21,887,080	_
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	1,947,342	1,947,342	_
(4) 支払手形及び買掛金	(22,522,053)	(22,522,053)	_

- ※ 負債に計上されているものについては、()で示しております。
- (注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項
 - (1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金 これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿 価額によっております。
 - (3) 投資有価証券 これらの時価について、株式等は取引所の価格などによっております。
 - (4) 支払手形及び買掛金 これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿 価額によっております。
 - 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

非上場株式等(連結貸借対照表計上額206,268千円)については、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められていることから、時価開示の対象としておりません。

Ⅵ 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額

1,859円82銭

2. 1株当たり当期純利益

123円09銭

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

親会社株主に帰属する当期純利益	1,436,066千円
普通株主に帰属しない金額	- 千円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	1,436,066千円
普通株式の期中平均株式数	11,666,385株

VII その他の注記

本計算書類中の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年5月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	37,165,794	流動負債	24,100,113
現金及び預金	5,730,798	支 払 手 形	6,917
受 取 手 形	5,613,313	量 掛 金	22,526,212
売 掛 金	16,201,247	リース債務	41,192
商品	8,045,687	未 払 金	121,264
未成工事支出金	52,045	未払費用	985,961
貯 蔵 品	1,648	未払法人税等	248,855
未 収 入 金	1,445,365	未払消費税等	81,189
その他	97,687	前 受 金	42,361
貸 倒 引 当 金	△22,000	その他	46,157
		固定負債	1,678,700
固定資産	10,078,602		73,272
有 形 固 定 資 産	6,410,758	退職給付引当金	1,352,620
建物	2,037,174	役員株式給付引当金	39,368
構築が開	148,534	長期預り保証金	100,923
機械及び装置	28,403	その他	112,516
車両運搬具	7,400	負 債 合 計	25,778,813
工具、器具及び備品 土 地	78,070 4,009,290	(純 資 産 の 部)	
リース資産	79,040	株 主 資 本	20,609,512
建設仮勘定	22,844	資 本 金	1,491,267
	733,683	資本剰余金	1,765,264
	11,922	資本準備金	1,751,682
	32,323	その他資本剰余金	13,581
と この 一 他 一	689,437	利 益 剰 余 金	17,483,284
		利 益 準 備 金	290,475
投資その他の資産	2,934,160	その他利益剰余金	17,192,809
投資有価証券	2,138,530	従業員福利施設積立金	24,000
関係会社株式	95,741	別途積立金	15,610,000
出資金	24,712	繰越利益剰余金	1,558,809
差入保証金	352,668	自己株式	△130,303
繰 延 税 金 資 産	298,722	評価・換算差額等	856,070
そ の 他	42,963	その他有価証券評価差額金	856,070
貸 倒 引 当 金	△19,177	純 資 産 合 計	21,465,583
資 産 合 計	47,244,396	負債及び純資産合計	47,244,396

損益計算書

(2020年6月1日から) 2021年5月31日まで)

(単位:千円)

	禾.	4								金	額
売				上			高	5			60,316,475
売		上	=		原		価	6			51,144,829
	売		上		総		利	J	益		9,171,646
販	売	費及	えび	_	般	管 玗	理 費	Ī			7,569,387
	営			業		;	利		益		1,602,258
営		業		外	Ц	又 これ	益	ŧ			
	受	取	利	息	及	び	· 西	3 当	金	143,891	
	そ				\mathcal{O}				他	106,089	249,981
営		業	:	外	Ī	ŧ	用	1			
	支			払		:	利		息	12,178	
	そ				の				他	31,094	43,272
	経			常		;	利		益		1,808,967
特		另			利		益				
	古	定		資	産		売	却	益	35,767	
	投	資	有	価	証	券			益	3,044	
	移		転		補		償		金	143,587	182,400
特		另			損		失				
	古	定		資	産		処	分	損	40,884	
	減			損			損		失	57,447	98,331
	兑	引	前	当		期	純	利	益		1,893,035
	去ノ				民 稅			事業		449,000	
	去	人	利		等	Ē	周	整	額	△28,941	420,058
È	当 ——		期		純		利		益		1,472,976

株主資本等変動計算書

(2020年6月1日から) (2021年5月31日まで)

(単位:千円)

							株	主		資	本		
						資 2	本 剰 🤅	余 金	利	益	剰	余	金
					資本金		z 0 44	次士利合合		そ	の他利益剰余	金	TIXTIOO
					,	資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	従業員福利 施設積立金	別途積立金	繰越利益 剰 余 金	利益剰余金合計
当	期	首	残	高	1,491,267	1,751,682	13,581	1,765,264	290,475	24,000	14,810,000	1,214,522	16,338,997
当	期	変	動	額									
別	途 積	立金	きの積	立				_			800,000	△800,000	_
剰	余	金(り配	当				_				△328,689	△328,689
当	期	純	利	益				_				1,472,976	1,472,976
自	己杉	* 式	の取	得				_					
	主資本期変		の項 E (純					_					_
当其	朝変	動	額合	計	_	_	_	_	_	_	800,000	344,286	1,144,286
当	期	末	残	高	1,491,267	1,751,682	13,581	1,765,264	290,475	24,000	15,610,000	1,558,809	17,483,284

	株主	資 本	評価・換	算 差 額 等	
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	△129,522	19,466,006	739,804	739,804	20,205,810
当 期 変 動 額					
別途積立金の積立		_		_	_
剰余金の配当		△328,689		_	△328,689
当 期 純 利 益		1,472,976		_	1,472,976
自己株式の取得	△781	△781		_	△781
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)		_	116,266	116,266	116,266
当期変動額合計	△781	1,143,505	116,266	116,266	1,259,772
当 期 末 残 高	△130,303	20,609,512	856,070	856,070	21,465,583

個 別 注 記 表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- 1. 有価証券の評価基準及び評価方法
- (1) 子会社株式……総平均法による原価法
- (2) その他有価証券…… 時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により 処理し、売却原価は総平均法により算定)

時価のないもの

総平均法による原価法

- 2. たな卸資産の評価基準及び評価方法
- (1) 商 品……総平均法による原価法

ただし、ミニチューバー(種イモ)関係のうちマイクロチューバーについては 先入先出法による原価法

- (3) 貯 品……最終什入原価法 蔵

(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

- 3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産……定率法

(リース資産を除く) ただし、1998年4月1日以降に取得の建物(建物附属設備は除く)並び に2016年4月1日以降に取得の建物附属設備及び構築物については定額法

を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物

5~50年

構築物 10 ~20年

(2) 無形固定資産……定額法

(リース資産を除く)

(3) リース資産……所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しておりま す。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の 債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、 計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(3) 役員株式給付引当金

当社の取締役に対する当社株式の交付及び給付に備えるため、役員株式給付規程に基づき、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の交付及び給付見込額を計上しております。

(4) 工事損失引当金

受注工事の損失発生に備えるため、当事業年度末における手持工事のうち、翌期以降に損失の発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積もることのできる工事については、損失見積額を計上しております。なお、当事業年度末においては、工事損失引当金の計上はありません。

5. 収益及び費用の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の 進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(追加情報)

(株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」)

当社は、2019年8月27日開催の第72回定時株主総会決議に基づき、当社の取締役(社外取締役を除く。以下、同じ。)に対する株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」(以下、「本制度」といいます。)を導入しております。

本制度は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にすることで、中長期的な企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

本制度に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務 トの取扱い」(実務対応報告第30号 2015年3月26日)に準じております。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託(以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。)を通じて取得され、取締役に対して当社が定める役員株式給付規程にしたがって、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下、「当社株式等」といいます。)が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

(2) 信託に残存する自社の株式

当社は、本信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度末の当該自己株式の帳簿価額は104,799千円、株式数は72,400株であります。

Ⅱ 貸借対照表に関する注記

1.	担保に供している資産	現金及び預金	34,500千円
		土地・建物	805,401千円
		投資有価証券	94,476千円
2.	関係会社に対する	短期金銭債権	19,960千円
		短期金銭債務	2,104千円
3.	有形固定資産の減価償却	印累計額	5,261,102千円

Ⅲ 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高 売上高 53,094千円

仕入高 67,235千円

営業取引以外の取引高 104,246千円

2. 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失
群馬県前橋市千代田町	遊休資産	土地	57,447千円
合 計	_	_	57,447千円

当社は、拠点別に資産をグループ化し、賃貸資産・遊休資産については、物件ごとにグルーピングを行っております。

当事業年度において、収益性の低下がみられた上記拠点の遊休資産の土地について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額(57,447千円)を減損損失として特別損失に計上しております。当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定士による評価額を基準として評価しております。

IV 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び総数に関する事項

(単位:株)

株	式	の **	重 類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普	通	株	左	33,641	507	_	34,148

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加507株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
 - 2. 「株式給付信託 (BBT)」の信託財産として信託が保有する当社株式72,400株は、上記自己株式には 含めておりません。

V 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	12,559
未払賞与損金算入限度超過額	138,057

(単位:千円)

貸倒引当金損金算入限度超過額	12,559
未払賞与損金算入限度超過額	138,057
退職給付引当金超過額	412,549
未払事業税	21,345
賞与未払法定福利費否認額	19,989
たな卸資産評価損否認額	4,737
役員退職金未払金	31,445
役員株式給付引当金繰入否認額	12,007
土地減損損失否認額	47,841
その他	17.346

繰延税金資産小計 717,879

評価性引当額 △43,470 繰延税金資産合計 674,408

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金 △375,685 繰延税金負債合計 △375,685

繰延税金資産の純額 298,722

VI 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額

1,840円00銭

2. 1株当たり当期純利益

126円26銭

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

損益計算書上の当期純利益	1,472,976千円
普通株主に帰属しない金額	- 千円
普通株式に係る当期純利益	1,472,976千円
普通株式の期中平均株式数	11,666,385株

VII その他の注記

本計算書類中の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年7月21日

カネコ種苗株式会社 取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士

伊藤栄司印

業務執行社員指定有限責任社員

公認会計士

飯塚正貴印

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、カネコ種苗株式会社の2020年6月1日から2021年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、カネコ種苗株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、 職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見 積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準 に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、 並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適 切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任 がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を 遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去 又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年7月21日

カネコ種苗株式会社 取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士

伊藤栄司印

業務執行社員 指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士

飯塚正貴印

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、カネコ種苗株式会社の2020年6月1日から2021年5月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示し ているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による 重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算 書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、 個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、 重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、 職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査 人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する 内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見 積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した 監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不 確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合 は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する 計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求 められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事 象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並び に計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を 遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去 又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

監査役会の監査報告書 謄本

当監査役会は、2020年6月1日から2021年5月31日までの第74期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算 書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結 注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載 内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年7月26日

カネコ種苗株式会社 監査役会

常勤監査役 樺 沢 均 ⑩

社外監査役 加藤真 一 印

社外監査役 細野初男 印

社外監査役 髙 井 研 一 印

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の剰余金の処分及び期末配当につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開等を勘案し、内部留保にも意を用い、下記のとおりといたしたいと存じます。

- 1. 剰余金の処分に関する事項
 - (1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 1,000,000,000円

- (2) 減少する剰余金の項目及びその額 繰越利益剰余金 1,000,000,000円
- 2. 期末配当に関する事項
 - (1) 配当財産の種類

余钱

- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 1株につき金18円 総額211,292,604円 なお、これにより、中間期末の剰余金配当11円と合わせた年間配当金は、1株につき29円 となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2021年8月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、定款の定めに 基づく取締役会決議による自己の株式の取得が認められておりますので、定款第6条に自己の株式 の取得の規定を新設し、現行定款第6条以下を1条ずつ繰り下げるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しています。)

	(下級部分は交叉国内でからているす。)
現行定款	変更案
第1条~第5条(条文省略)	第1条〜第5条(現行どおり)
(新 設)	(自己の株式の取得)_
	第6条 当会社は、会社法第165条第2項の
	規定により、取締役会の決議によって市場
	取引等により自己の株式を取得することが
	<u>できる。</u>
第 <u>6</u> 条~第 <u>42</u> 条(条文省略)	第 <u>7</u> 条〜第 <u>43</u> 条(現行どおり)

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役11名全員が、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数					
1	かって 書さから 金 子 昌 彦 (1956年1月25日)	1987年 4 月 当社入社 1991年 4 月 当社社長室長 1993年 8 月 当社取締役 1994年 6 月 当社取締役バイオナーサリー部長 1996年 9 月 当社取締役種苗部長 1998年 9 月 当社常務取締役 2004年 8 月 当社専務取締役国内種苗担当 2012年 8 月 当社代表取締役社長(現在) 2015年 4 月 株式会社カネコガーデンショップ代表取締役 社長	91,550株					
	(取締役候補者の選任理由) 金子 昌彦氏は、当社の監査部門や種苗部門に従事するなど、豊富な経験と実績を有し、当社の業務 に精通しております。また、1993年から取締役として、2012年からは代表取締役社長として会社 経営に携わり、当社の経営における重要事項の決定並びに業務執行の監督に重要な役割を果たして いることから、引き続き取締役候補者といたしました。							
2	度 を さった。 長 を 浩 克 (1961年11月14日)	1993年10月 当社入社 1995年10月 当社社長室長 1997年8月 当社財務部長 1997年8月 当社取締役財務部長 2004年8月 当社常務取締役財務部長 2012年8月 当社専務取締役財務部長 2019年8月 当社専務取締役管理部門、コンプライアン ス・IT推進担当(現在)	42,300株					
	(取締役候補者の選任理由) 長谷 浩克氏は、当社の監査部門や財務部門に従事し、財務・会計に関する豊富な知識と経験を有しております。また、1997年から取締役として会社経営に携わっております。こうした経験や識見を活かし、取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。							

候補者番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数				
3	がとうがずま 伊藤 一貴 (1960年5月30日)	1985年 4 月 当社入社 1991年12月 当社甲府支店長 1997年 4 月 当社宇都宮支店長 2003年 6 月 当社施設部部長代理 2003年 8 月 当社取締役施設部長 2012年 8 月 当社常務取締役施設部長 2018年 8 月 当社専務取締役農薬部長、施設担当 2019年 8 月 当社専務取締役農材・施設材担当(現在)	11,900株				
	(取締役候補者の選任理由) 伊藤 一貴氏は、甲府支店の立ち上げに尽力し、支店長として支店経営を行った経験を活かし、現在は農材・施設材担当として多角的な経営判断を行っております。また、2003年から取締役として会社経営に携わっております。こうした経験や識見を活かし、取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。						
4	された 宮下 毅 (1964年5月10日)	1990年 4 月 当社入社 1997年 4 月 当社甲府支店長 2005年 6 月 当社静岡支店長 2011年 8 月 当社取締役静岡支店長 2011年 9 月 当社取締役名古屋支店長 2016年 8 月 当社取締役総務部長 2017年 6 月 当社取締役総務部長、人事部担当 2017年 8 月 当社常務取締役総務部長、人事部担当 2019年 8 月 当社常務取締役種苗・企画推進室担当(現在)	4,900株				
	(取締役候補者の選任理由) 宮下 毅氏は、静岡支店の立ち上げに尽力し、支店長として支店経営を行った経験を活かし、現在は種苗・企画推進室担当として多角的な経営判断を行っております。また、2011年から取締役として会社経営に携わっております。こうした経験や識見を活かし、取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。						

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数	
5	榛 澤 英 昭 (1962年12月3日)	1985年 4 月 当社入社 2008年 4 月 当社くにさだ育種農場部長代理 2012年10月 当社くにさだ育種農場長 2013年 8 月 当社取締役くにさだ育種農場長(現在)	4,810株	
	(取締役候補者の選任理由) 榛澤 英昭氏は、長年にわたり当社の育種業務に従事し、深い知識と高度な技術を持ち、農場長として当社の業務に精通しております。また、2013年から取締役として会社経営に携わっております。			
	こうした経験や識見を活かし、取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			
6	でまぐち 勇 山 口 勇 (1958年6月21日)	1977年 4 月 当社入社 1997年12月 当社川崎支店支店長代理 2010年 4 月 当社花き園芸部部長代理 2017年 4 月 当社花き園芸部部長 2017年 8 月 当社取締役花き園芸部長・花き育種研究室担 当(現在)	3,700株	
	(取締役候補者の選任理由) 山□ 勇氏は、川崎支店立ち上げに尽力し、また、長年にわたり当社の花き部門に従事するなど豊富な経験と実績を有し、当社の業務に精通しております。また、2017年から取締役として会社経営に携わっております。こうした経験や識見を活かし、取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数	
	內 面 武 (1943年7月26日)	1973年 4 月 弁護士登録 2003年 4 月 日本弁護士連合会副会長 2004年 8 月 当社監査役 2008年10月 当社監査役退任 2015年 8 月 当社取締役(現在)	8,100株	
7	(取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要) 内田 武氏は、社外役員となること以外の方法で企業経営に関与された経験はございませんが、弁護士として企業法務に精通され、日本弁護士連合会副会長や当社監査役を4年間務めるなど豊富な経験と実績を有しております。また、2015年から当社取締役として会社経営に携わっており、2019年からは任意の指名・報酬委員会の委員として、取締役会による報酬等に関する意思決定プロセスの透明性・客観性を高め、コーポレートガバナンス体制の強化に寄与しております。こうした経験や識見を活かし、客観的に業務執行を監督していただくことを期待し、引き続き取締役候補者といたしました。			
8	* ^{5 でま かずき} 丸 山 和 貴 (1951年6月24日)	1981年 4 月 弁護士登録 2004年 6 月 佐田建設株式会社社外監査役(現在) 2006年 4 月 群馬弁護士会会長 2015年 8 月 当社取締役(現在) 2017年 7 月 群馬県公安委員会委員長	0株	
	(取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要) 丸山 和貴氏は、社外役員となること以外の方法で企業経営に関与された経験はございませんが、弁護士として企業法務に精通され、群馬弁護士会会長や群馬県公安委員会委員長、他社の社外監査役を務めるなど豊富な経験と実績を有しております。また、2015年から当社取締役として会社経営に携わっており、2019年からは任意の指名・報酬委員会の委員として、取締役会による報酬等に関する意思決定プロセスの透明性・客観性を高め、コーポレートガバナンス体制の強化に寄与しております。こうした経験や識見を活かし、客観的に業務執行を監督していただくことを期待し、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数	
	※ 山□□恵美子 (1966年9月14日)	2001年 2 月 社会保険労務士登録 2006年 7 月 行政書士登録	0株	
9	(取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要) 山口 恵美子氏は、社会保険労務士、行政書士として豊富な経験と実績を有するとともに、女性の活 躍推進支援に取り組んでおります。同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、こう した経験や識見を活かし、客観的に業務執行を監督していただくこと、また、女性活躍推進に関わ る助言をいただくことを期待し、取締役候補者といたしました。			

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
 - 2. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
 - 3. 内田 武、丸山 和貴、山口 恵美子の3氏は、社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所に対して、独立役員として届け出ております。
 - 4. 内田 武、丸山 和貴の両氏の社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって、6年となります。
 - 5. 責任限定契約について

当社は、社外取締役として期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結できる旨を定款で定めております。当社は内田 武、丸山 和貴の両氏との間で、責任限定契約を締結しておりますが、両氏が再任された後は、当社は両氏との当該契約を継続する予定であり、また、山口 恵美子氏が選任され就任された後は、当該契約を締結する予定であります。その契約は、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとするという内容であります。

6. 役員等賠償責任保険契約について

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険を締結しており、当社取締役を含む被保険者の業務に起因した損害賠償請求により被る損害を当該保険契約によって填補することとしております(但し、違法行為による損害賠償請求を除く)。再任の候補者が取締役に選任され就任した場合は引き続き当該保険契約の被保険者となり、新任の候補者が取締役に選任され就任した場合は新たに当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

当社の取締役の金銭報酬額は、2004年8月27日開催の第57回定時株主総会において月額15百万円以内としてご承認をいただいており、また、当社の監査役の金銭報酬額は、2004年8月27日開催の第57回定時株主総会において月額2百万円以内としてご承認をいただいており今日に至っておりますが、経済情勢の変化や、経営環境の変化に伴う取締役及び監査役の責務の増大及び将来的な優秀な人材の確保など、諸般の事情を考慮いたしまして、上記の金銭報酬額を改定させていただきたいと存じます。

つきましては、取締役の金銭報酬額を月額25百万円以内(うち社外取締役分2百万円以内)と改定させていただきたいと存じます。また、取締役の金銭報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、取締役の責務の増大及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、任意の諮問機関である指名・報酬委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は事業報告13ページに記載のとおりであります。

現在の取締役の員数は11名(うち社外取締役2名)でありますが、第3号議案「取締役9名選任の件」を原案どおりご承認いただけますと、取締役は9名(うち社外取締役3名)となります。

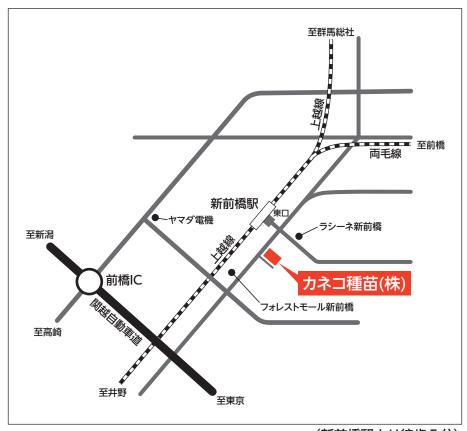
なお、金銭報酬額とは別枠として、2019年8月27日開催の第72回定時株主総会においてご承認をいただきました、当社の取締役(社外取締役を除く)に対する株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」の報酬等の額に変更はございません。

また、監査役の金銭報酬額につきましても、月額3百万円以内と改定させていただきたいと存じます。 現在の監査役の員数は4名でありますが、本定時株主総会終了後も変更はございません。

X	モ		

株主総会会場のご案内図

群馬県前橋市古市町一丁目50番地12 本社2階ホール TEL 027-251-1617(代)



(新前橋駅より徒歩5分)



